



|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 問題意識と調査の概要                                                                        |
| Author(s)        | 小内, 透                                                                             |
| Description      | 序章                                                                                |
| Relation         | 現代アイヌの生活と意識 : 2008年北海道アイヌ民族生活実態調査報告書. 小山透編著                                       |
| Citation         | 北海道アイヌ民族生活実態調査報告 : Ainu Report, その1 (日本語版・増刷版), 1-6                               |
| Issue Date       | 2012-01                                                                           |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/48216">https://hdl.handle.net/2115/48216</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | AINUrep01ja_002.pdf                                                               |



## 序章 問題意識と調査の概要

小内 透

北海道大学大学院教育学研究院教授  
北海道大学アイヌ・先住民研究センター兼務教員

### 第1節 アイヌ調査プロジェクトの問題意識

アイヌの社会や文化に関する研究は、おびただしい数に上る（菊地 2002）。しかし、その多くは、伝統的な社会や文化を対象とした歴史研究であった。しかも従来の歴史研究が対象とした時代は前近代が中心であり、アイヌの人々の同化政策が進められた近代以降の歴史に関する研究はそれほど多くない。アイヌ民族が「日本の国民」と位置づけられたのは近代になってからであり、それにもかかわらずアイヌ民族を「旧土人」と称してあからさまな差別を行ってきたのも近現代の日本社会である。そのため、アイヌ史研究者の榎森進は、アイヌ民族の歴史を探求する上で近現代史の研究が今後もっとも重要な課題になるとしている（榎森 2008）。

ただし、第二次世界大戦以前の近代に関しては、近年、旧土人保護法の制定とその下で展開された「同化政策」について詳細な分析が行われる（小川 1997; 山田 1999, 2002）など、一定の蓄積がもたらされつつある。むしろ、ほとんど検討されていないのは第二次世界大戦以後、とりわけ1940年代後半から1960年代までの歴史だとする見方もある（東村 2006:12）。

民族学・文化人類学の分野で行われてきたアイヌ研究の場合も、基本的な事情は変わらない。古くから民族学研究の中心的な関心は、アイヌに固有の伝統的な社会や文化のあり方を採集することにおかれた。江戸時代からの差別や収奪、明治期以降の同化政策や和人との混血などにより、アイヌ民族の伝統的な社会や文化は崩れつつあった。そのため、今から約60年前の1951（昭和26）年に行われた民族学者・人類学者を中心とする「沙流アイヌの共同調査」でも、当時のアイヌの現状よりも、「急速にその固有の姿を喪失しつつある」アイヌ民族の伝統的な親族組織、地縁集団、祖霊祭祀、祭礼等のあり方を古老などからの聞き取りを通じて明らかにすることに力点がおかれた（石田ほか 1952）<sup>1)</sup>。

民族学者・文化人類学者の馬場優子は、すでに40年近く前、「従来の、無数と言っても良いほどのアイヌに関する諸研究は、アイヌの社会と文化に関する限り、その対象はすべてアイヌの伝統的文化の諸側面の研究あるいはその歴史的復元であると言っても過言ではなかろう」（馬場 1972:215）と述べていた。その24年後の1996（平成8）年に、伊藤泰信は馬場のこの言葉を引用した上で、状況はさほど変わっていないとし、「アイヌの現在」に焦点を合わせた研究を進める必要性を主張した（伊藤 1996）。しかし、その後においても、民族学や文化人類学の分野で行われたアイヌの現状に関する研究は、少数にとどまっている<sup>2)</sup>。

このように、おびただしい数に上るアイヌの社会や文化に関する研究があるにもかかわらず、アイヌの人々の現実の社会や文化、とりわけ労働や生活の実態を明らかにしようとする研究はきわめて少なかった。これらのテーマは、本来であれば、社会学の分野で取り扱うものである。しかし、松本和良らの研究を除くと、目につく業績はほとんどない（松本編 1988; 松本・大黒・中野 1993;

松本・大黒編 1998;松本 1998, 1999, 2002;松本・江川編 2001)<sup>3)</sup>。

松本らは、日高地方や胆振地方にあるいくつかの市町村を対象にした調査研究を展開してきた。松本和良・大黒正伸らは、アンケート調査にもとづいて、差別・偏見、生活満足度、宗教的行為、社会運動などのテーマを論じ（松本・大黒編 1998）、松本和良・江川直子らは、歴史的分析和構造的分析の二つを設定し、構造的分析の中で調査に基づく議論を行っている（松本・江川編 2001）。これらの研究は、アイヌの現状を知る上で、貴重なものである。

しかし、松本らの一連の研究の場合、労働・教育・生活等の実態が必ずしも十分に明らかにされているとはいえない。アイヌの人々が抱えている生活課題が明確に浮かび上がってこない弱点がある。分析のもとになる社会調査が生活満足度等のいわゆる意識調査に傾斜したものであること、また、解釈を行う場合、パーソンズ、デュルケーム、ブルデュー等の社会学理論にデータを当てはめようとする傾向の強いことがその背景にある。そのため、調査対象となったアイヌの人々にとっては、日常生活の観点から見た場合、リアリティが感じられないものとなっている。

このような研究状況の中で、現代におけるアイヌの人々が営む日々の労働や生活の実態、そこに潜む様々な課題に関しては、むしろ、行政の側が把握しようと努めてきたのが現実である。北海道民生部が1960（昭和35）年に行った「北海道旧土人集落地区の概況調査」と北海道日高支庁が1962（昭和37）年に行った「日高地方におけるアイヌ系住民の生活実態調査」が、その嚆矢である。前者は1941（昭和16）年以来20年ぶりに行われた戦後初の調査で、20世帯以上人口100人以上の全道51の「旧土人集落」を対象にしたものであり、その他の地区については1941年の実態調査から概数を推測している（北海道民生部 1960a）。この調査は、1961（昭和36）年から始められた5カ年計画の北海道不良環境地区対策（北海道民生部 1960b）の基礎資料とするために実施されたものである（東村 2006:296）。後者も、「いわゆるアイヌ系住民の生活実態を社会福祉の面からとらえ、今後における各種施策の基礎資料とすること」を目的としていた（北海道日高支庁 1965:16）。北海道民生部の調査よりもはるかに詳細な内容で、調査の結果、経済的貧困、「スラム」化した居住家屋、修学環境の欠陥、地域社会の差別と偏見等があきらかにされた。1965（昭和40）年に出された報告書には、当時の「スラムの住家」の写真も掲載されており、困窮したアイヌの人々の生活がリアルに描かれている（北海道日高支庁 1965:12-5）<sup>4)</sup>。

さらに、北海道は1972（昭和47）年に第1次北海道ウタリ生活実態調査を全道的に実施し（北海道民生部 1973）、それをもとに第1次北海道ウタリ福祉対策（1974（昭和49）～1980（昭和55）年）を推進することになった（松本 1998）。その後、7年ごとにウタリ生活実態調査（2006（平成18）年からアイヌ生活実態調査と名称を変更）を行い、2001（平成13）年まで4次に渡る「北海道ウタリ福祉対策」、2002（平成14）年以降「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」を進めた（北海道民生部 1973, 1979, 1986;北海道生活福祉部 1994;北海道環境生活部 2000, 2007）。さらに、2008（平成20）年7月には「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第2次）」が新たに策定されている。

6回にわたる「ウタリ（アイヌ）生活実態調査」は、行政施策立案の基礎資料として意義をもった。だが、それだけでなく、研究者にとっても、重要な基礎的データとなっている。アイヌの人々の生活実態の全体像を把握することは難しいからであり、これらのデータの再分析を通じて、独自の研究課題にアプローチする研究者もいる（松本 2001;菊地 2002;渡會 2007）。

ちなみに、2006年に実施された最新の『平成18年アイヌ生活実態調査報告書』によれば、北海道に住むアイヌ民族の人口と世帯は、72の市町村に23,782人、8,274世帯となっている（北海道環境生活部 2007）<sup>5)</sup>。調査で用いられたアイヌ民族の定義は、「地域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる人、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる人」であり、各市町村が把握することができた人口である。

しかし、個人や世帯に対する調査は、自らがアイヌ民族と表明した人が属する300世帯とその世帯で生活をともにする15歳以上の712人を対象としたにすぎない。この方式は6回の調査すべてにおいてほぼ同一であり、北海道アイヌ協会を始め、関係者からは対象者が少なすぎて実態を十分に反映しきれていないとの問題が指摘されている。また、第6回の調査については、集計結果の一部について、当事者たちから疑義が寄せられている。生活保護の被保護率や進学率の格差が広がっているにもかかわらず、生活意識（生活にゆとりがあるかどうか）で著しい改善を示す結果が出ているからである（竹内 2007）。それらの問題を考慮し、より適切に実態を把握できるような調査を行い、今後の研究及びアイヌ民族政策に反映できるようにすることが求められている。

この点をふまえ、北海道大学アイヌ・先住民研究センターでは、様々な領域の専門家からなる学際的な研究チームを組織し、北海道に在住するアイヌ民族を対象にした総合的な生活実態調査を実施することとなった。調査研究は4年間のプロジェクトとして立ち上げられ、1年目に質問紙を用いた量的調査、2年目にインタビューにもとづく質的調査、3年目に国際比較のための海外調査を行い、4年目に全体のまとめを行う予定になっている。

これまで、現代におけるアイヌの人々の生活実態を明らかにしようとする研究がきわめて少なかったことを考えると、今回の調査研究は、歴史的研究に偏りがちなアイヌ研究を一步前進させる契機になると考えることができる。

## 第2節 調査の概要と報告書の構成

アイヌ調査プロジェクトの1年目にあたる2008年に、質問紙を用いた量的な調査として、「アイヌ民族生活実態調査」を行った。本調査では、アンケート調査の対象者数を出来る限り増やすことを最大の目的とした。2008年時点における実行可能性を検討した結果、社団法人北海道ウタリ協会（当時）（2009（平成21）年4月に北海道アイヌ協会に改称）の全面的な協力を得て調査を実施することとなった。

調査対象は、北海道ウタリ協会会員、道内在住の元協会会員、アイヌ民族であることが明確な道内在住の非協会会員が属するすべての世帯と18歳以上85歳未満の世帯構成員全員とした。

一般に、民族の定義は、言語や宗教の同一性、また集団としての一体性を重視するかどうか等、様々な考え方がある。それだけ、むずかしい問題をはらんでいる。北海道アイヌ協会ではアイヌ民族の血統であること、またはその家族であることが入会の資格となっており、入会時にそれを証明する必要がある。そのため、今回の調査では、血統から見てアイヌ民族と見なすことのできる人々が主な調査対象になったと考えてよい。ただし、養子や婚姻などにより、個人としてみた場合、血統の点からいってアイヌ民族にあてはまらない人も含まれている。

調査にあたって、北海道ウタリ協会の生活相談員と支部長等が調査対象者をリストアップし、彼らが調査員となり2008年10月1日から31日の期間で配布留め置き法により調査票の配布と回収を行っ

た。回収された調査票は、11月中旬までに北海道大学アイヌ・先住民研究センターに送付する形をとった。ただし、一部、調査票を郵送したケースもあった。プライバシーの保護を重視したことにより、この間、調査対象者の住所、氏名、電話番号等の個人情報については、すべて北海道ウタリ協会が管理し、アイヌ・先住民研究センターは、回収された無記名の調査票のみを扱った。

世帯調査票は3,438票配布し、2,903票が有効票として回収され、個人調査票は7,306票配布し、5,703票が有効票として回収された。有効回収率は、世帯票が84.4%、個人票が78.1%となった。

すでに述べたように、北海道が2006年に行った「アイヌ生活実態調査」でアンケート調査の対象となったのは、300世帯712人であるから、これと比較した場合、有効回答数において、世帯数で約9.7倍、個人数で約8.0倍となる。2006年北海道調査で把握された全道のアイヌ世帯・人口（8,274世帯、23,782人）との関係で見ると、本調査の有効回答数は世帯数で35.1%、人口で24.0%にあたる（北海道環境生活部 2007）。

回収された調査票にもとづく主な単純集計結果は、すでに2009年5月末に当センターのホームページ上で公表している。公表された結果は、北海道アイヌ協会の総会や国のアイヌ民族問題有識者懇談会の最終報告書で紹介され、利用されている。

本報告書は、単純集計結果にとどまらず、教育・就労・生活・意識といった面から、アイヌの人々の生活状況・意識の特徴をより深く検討したものである。

本報告書をまとめるにあたって、以下の三つの視点を重視した。

第一は、北海道や日本全体の実態との比較である。アイヌの人々の生活様式はかなりの程度、アイヌ以外の日本人と同化しているとの見方もある。その場合、ゴードン流に言えば、文化的同化だけでなく構造的同化の側面も検討する必要がある（Gordon 1964=2000）。そこでは、アイヌの人々の生活がどの程度までアイヌ以外の日本人と同じなのか、どの点で差異があるのかが重要な論点になる。本調査では、この点をふまえ、可能な限り、日本や北海道全体のデータと比較できるよう、調査票を設計した<sup>6)</sup>。

第二に、本報告書で重視したのは、生活実態の変化の視点である。アイヌ以外の日本人との比較をするにしても、時代や世代の違いを考慮する必要がある。同じアイヌの人たちであっても、時代や世代が異なれば、教育や就労の実態だけでなく、アイヌとしての意識にも違いがあると見た方がよい。その実態を検討するため、北海道が行った過去の『ウタリ（アイヌ）生活実態調査』結果との比較や世代別年齢別の分析を行った。

第三に、アイヌ民族内の差異についての視点である。同じアイヌといっても、少なくとも現在では、個人の生活や意識、また世帯の経済水準などは、多様化している。個人間あるいは世帯間でみれば、無視できない民族内の格差や不平等も存在するかもしれない。この点を考慮して、アイヌ民族内の階層間格差、ジェンダー差、地域格差などの視点にもとづく分析も重視した。

以下、本報告書では、調査対象の特性（第1章）を明らかにした上で、アイヌの血統とアイデンティティ（第2章）、労働と収入の実態（第3章）、社会保障の現実と課題（第4章）、教育不平等の実態と教育意識（第5章）、健康のリスク要因とその現状（第6章）、成功と公平感に関する意識（第7章）、アイヌ固有の文化と宗教観（第8章）、そして、アイヌ政策についての要望（第9章）に関して、その特徴を検討した。ただし、実際には、担当者ごとに固有の問題意識があるため、章によって上述のいずれの視点を重視するかという点で多様性が見られる。しかし、本報告書では、

あえて視点の統一性に固執しなかった。視点の統一性に固執することよりも、担当者の問題意識を大切にしたいからである。全体としての統一性に関しては、今後の課題としたい。なお、巻末にお願い状、調査票、簡単な解説付きの単純集計表を付した。

## 注

- 1) この調査では、アイヌの人々の血液型、指紋、姿勢等の身体諸形質に関する形質人類学的データの採取も行われ、その結果も報告されている（石田ほか 1952）。
- 2) アイヌの現在に焦点をあてた民族学ないし文化人類学研究の数少ない成果として、煎本孝の研究がある（煎本 2001, 2004）。これらの研究は、現在のアイヌの葬儀やまりも祭りを通じて、民族共生のあり方を考察したものである。
- 3) この他に、社会学者の関清秀と斎藤兵市にもアイヌに関する論文や著作がある（関 1966, 斎藤 1989）。しかし、前者は『都市の家族』と題する著作の「付論」として掲載された小論であり、後者は伝統的なアイヌの習俗に関する従来の文献をまとめた著作で、松本らの研究と比肩しうるものではない。
- 4) これらの調査の結果が各種施策に活かされたのかどうかは甚だ疑問だとする意見もある（渡會 2007:74）。しかし、政策立案の基礎としてアイヌの人々の現状を把握しようとしたことは積極的に評価してもよい。
- 5) 道外のアイヌ民族に対する本格的な実態調査としては、1974年と1988（昭和63）年に実施された東京都によるものがあるだけである（東京都企画調整局調査部編 1975; 東京都企画審議室 1989）。1988年の調査結果によれば、東京在住のアイヌ推計人口は2,700人とされている。
- 6) 日本や北海道全体のデータを用いても、厳密には、アイヌ以外の日本人との比較はできない。これらのデータのもとになる各種調査ではアイヌの人々も対象者として含まれているからである。それでも、アイヌ以外の日本人との比較の観点で特徴を把握しようとするれば、日本や北海道全体のデータとの比較がもっとも妥当な方法であると考えられる。

## 参考文献

- 馬場優子, 1972, 「日本におけるマイノリティー研究への一試論——アイヌ系住民の事例研究」『民族学研究』37(3), 214-38.
- 榎森進, 2008, 「これからのアイヌ史研究にむけて」北海道大学アイヌ・先住民研究センター『北海道大学サステナビリティ・ウィーク2008シンポジウム（2008年6月29日）アイヌ研究の現在と未来：第1部』（<http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/34405/1/28-1.pdf>）.
- Gordon, M. M., 1964, *Assimilation in American Life: The Role of Race, Religion, and National Origins* (New York: Oxford University Press). 倉田和四生・山本剛郎訳編, 2000, 『アメリカンライフにおける同化理論の諸相：人種・宗教および出身国の役割』晃洋書房.
- 東村岳史, 2006, 『戦後期アイヌ民族—和人関係史序説——1940年代後半から1960年代後半まで』三元社.
- 北海道日高支庁, 1965, 『日高地方におけるアイヌ系住民の生活実態とその問題点』北海道日高支庁.
- 北海道環境生活部, 2000, 『平成11年北海道ウタリ生活実態調査報告書』北海道環境生活部.
- , 2007, 『平成18年北海道アイヌ生活実態調査報告書』北海道環境生活部.
- 北海道民生部, 1960a, 『北海道旧土人集落地区の概況』北海道民生部.
- , 1960b, 『不良環境地区対策の推進について』北海道民生部.
- , 1973, 『昭和47年北海道ウタリ実態調査報告』北海道民生部.
- , 1979, 『昭和54年北海道ウタリ生活実態調査報告』北海道民生部.
- , 1986, 『昭和61年北海道ウタリ生活実態調査報告書』北海道民生部.
- 北海道生活福祉部, 1994, 『平成5年北海道ウタリ生活実態調査報告書』北海道生活福祉部.
- 煎本孝, 2001, 「まりも祭りの創造：アイヌの帰属性と民族的共生」『民族学研究』66(3), 320-43.
- , 2004, 「アイヌ文化における死の儀礼の復興：紛争解決、共生、行為主体」『北海道大学文学研究科紀要』

- 113, 31-64.
- 石田英一郎ほか, 1952, 「沙流アイヌの共同調査報告」『民族学研究』16(3・4), 186-310.
- 伊藤泰信, 1996, 「アイヌの現在の民族誌に向けて」『民族学研究』61(2), 302-13.
- 菊地達夫, 2002, 「アイヌ民族における生活福祉の動態と空間構造」『北方圏生活福祉研究所年報』8, 1-10.
- 松本和良, 1998, 「ウタリ社会における生活の質 (I)」『ソシオロジカ』23(1), 47-75.
- , 1999, 「ウタリ社会における生活の質 (II)」『ソシオロジカ』24(1), 15-39.
- , 2001, 「現代アイヌ民族の社会構造と潜在変数」『中央大学社会科学研究所年報』6, 147-67.
- 松本和良編, 1988, 「アイヌ系日本人の社会適応の諸問題：浦河町の社会調査」『昭和62年度科研費研究成果報告書』新潟大学人文学部.
- 松本和良・江川直子編, 2001, 『アイヌ民族とエスニシティの社会学』学文社.
- 松本和良・大黒正伸編, 1998, 『ウタリ社会と福祉コミュニティ』学文社.
- 松本和良・大黒正伸・中野克彦, 1993, 「ウタリ社会における宗教的行為システム——様似町の社会調査から」『ソシオロジカ』17(2), 49-94.
- 小川正人, 1997, 『近代アイヌ教育制度史研究』北海道大学図書刊行会.
- 斎藤兵市, 1989, 『民俗社会学：アイヌ民俗の社会学的考察』東和.
- 関清秀, 1966, 「アイヌの家族と社会」関清秀『都市の家族』誠信書房, 283-316.
- 竹内渉, 2007, 「実態から見える振興法の限界と課題：『平成18年北海道アイヌ生活実態調査報告書』より」『部落解放』8月号, 22-35.
- 東京都企画調整局調査部編, 1975, 『東京在住ウタリ実態調査報告書』東京都企画調整局.
- 東京都企画審議室調査部, 1989, 『東京在住ウタリ実態調査報告書』東京都企画審議室.
- 渡會歩, 2007, 「現在のアイヌ民族をめぐる諸問題とその歴史的背景——主に1945年以降を中心に」『アジア文化史研究』第7号, 53-91.
- 山田伸一, 1999, 「『北海道旧土人保護法』による下付地の没収」『北海道開拓記念館紀要』27, 141-64.
- , 2002, 「『北海道旧土人保護法』による十勝アイヌの共有財産管理」『北海道開拓記念館紀要』30, 75-95.

(小内 透)